



宇部警察署メールマガジン

あんしんUPニュース

発行 宇部警察署～Tel.0836-22-0110
e-mail ubesho@police.pref.yamaguchi.lg.jp

平成22年 4月16日

第47号

市民の皆さんの
安全と安心を守ります!

ご存じですか？

銃刀法における「申出制度」

平成21年6月1日から、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の一部が施行され、

「都道府県公安委員会に対する申出制度」が設けられました。

この制度により、猟銃・空気銃等の銃砲や日本刀等の刀剣類を持っている人が、



人に危害を加えるおそれがある

公共の安全を害するおそれがある

自殺するおそれがある

と思われるときは、都道府県公安委員会に対し、その旨申し出ることができるようになりました。

ご不明な点については、最寄りの警察署（生活安全課）におたずね下さい。

宇部警察署 22-0110 警察相談
電話 9110

